

京都大学客員教授及び客員助教授選考基準の一部を改正する規程

(平成十六年達示第九十一号)

京都大学客員教授及び客員助教授選考基準(昭和四十七年達示第十一号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

京都大学客員教授及び客員助教授に関する規程
第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学(以下「本学」という。)の客員教授及び客員助教授に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条に見出しとして「(称号の付与)」を付し、同条第一項中「客員教授及び客員助教授として選考できる者は、」を「総長は、」に、「規則第三十条の第三第一項の規定による外国人教員」を「国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成十六年達示第一号)第十四条の規定による外国人研究員」に、「教授若しくは研究」を「教育若しくは研究」に、「予定されている者で、次の各号に該当する者とする」を「予定されている者のうち、次の各号に該当するものに対して、客員教授又は客員助教授の称号を付与することができる」に改め、同項第一号中「教授又は研究」を「教育又は研究」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、国の機関、他の国立大学法人、特定独立行政法人等の職員が、本学において専攻分野について教育若しくは研究に従事する場合又は従事することが予定されている場合に準用する。

第四条に見出しとして「(通知)」を付し、同条中「外国人教員」を「外国人研究員」に改め、同条を第五条とする。

第三条に見出しとして「(選考)」を付し、同条中「当該教授会」を「当該部局の教授会」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(付与の期間)

第三条 客員教授及び客員助教授の称号は、あらかじめ期間を定めて付与するものとする。

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。